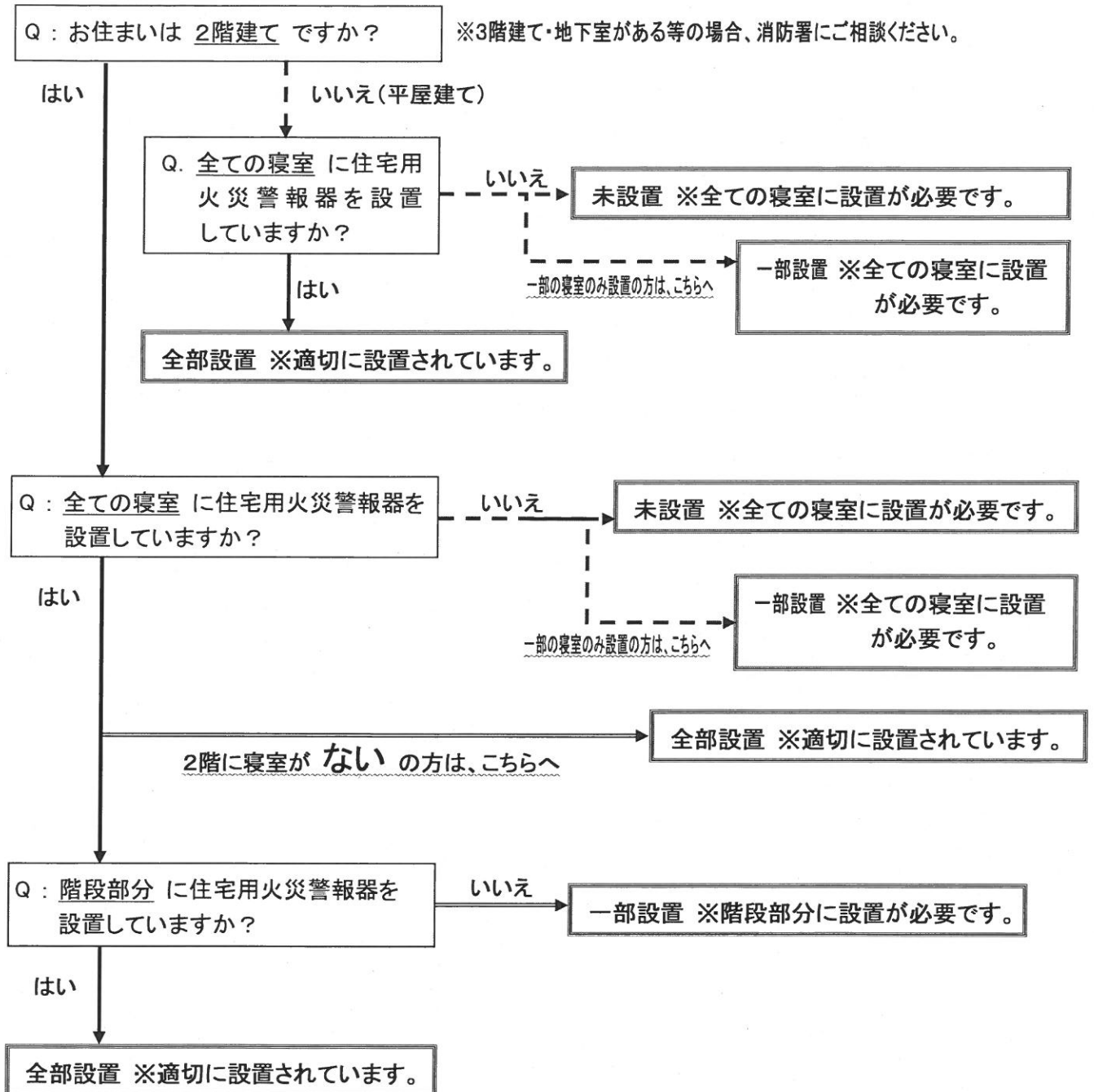


生命を守る住宅用火災警報器 つけましたか？

たどり着いた答えに「○」をつけて、記入をお願いします。(○は1つだけ)



◆ 寝室がなくても、7㎡(四畳半)以上の居室が5部屋以上ある階は、廊下等に住宅用火災警報器の設置が必要になる場合があります。詳しくは消防署にご連絡をお願いします。